

鹿児島県犯罪被害者等支援条例の概要

I 総則

令和3年12月24日公布・施行

第1条 目的

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条 定義 ○犯罪等 ○犯罪被害者等 ○犯罪被害者等支援 ○事業者 ○二次的被害 ○民間支援団体

第3条 基本理念

- 個人としての尊厳にふさわしい処遇を保障されること
- 犯罪被害者等支援は、被害の状況等に応じ、適切に行うこと
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ること



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

第4条 県の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策の策定、実施

第5条 県民の責務

犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性についての理解を深め、二次的被害防止への配慮と県の支援施策への協力

第6条 事業者の責務

犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、事業活動に伴う二次的被害の防止と従業員である犯罪被害者等の就労について配慮するとともに県が行う支援施策への協力

第7条 民間支援団体の責務

犯罪被害者等支援の専門的な知識・経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに県が行う施策に協力

第8条 市町村に対する支援

市町村が犯罪被害者等支援に関する施策の策定、実施の際に必要な情報の提供、助言

第9条 推進体制の整備

国、市町村、民間支援団体等と相互連携、協力し、犯罪被害者等支援の推進体制を整備

第10条 緊急支援の実施

県内で死傷者多数などの重大な事案の発生時、関係機関等と協力して、必要な緊急支援を実施

第11条 計画の策定等

- ・ 計画の策定
- ・ 計画に定める事項（基本方針、具体的施策等）
- ・ 計画策定に係る県民の意見の反映のための措置
- ・ 計画の公表
- ・ 結果の公表

第12条 財政上の措置

必要な財政上の措置を講ずるよう努める

II 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

第13条 相談及び情報の提供等

各般問題についての相談、情報提供、助言等

第14条 損害賠償の請求に関する情報の提供等

損害賠償の請求に関する情報の提供、助言等

第15条 経済的負担の軽減

経済的な助成に関する情報の提供、助言等

第16条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

心身の状況に応じた適切な医療・福祉サービスの提供

第17条 安全の確保

安全を確保するための一時保護、防犯に係る指導等

第18条 居住の安定

県営住宅への入居における特別の配慮等

第19条 雇用の安定等

雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するための事業者に対する啓発の実施

第20条 保護又は捜査の過程における配慮

保護又は捜査の過程における犯罪被害者等の人権に十分配慮し、犯罪被害者等の負担を軽減

第21条 県民の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次的被害防止の重要性等の理解を深めるため、広報、啓発等を実施

第22条 学校における教育及び支援

- ・ 学校における犯罪被害者等への理解のための教育
- ・ 犯罪被害者である児童又は生徒の状況に応じた十分な配慮

第23条 人材の育成

支援を担う人材を育成するための研修等の実施

第24条 民間支援団体に対する支援

民間支援団体の活動の促進を図るための情報提供、助言等

第25条 個人情報の適切な管理

犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理

)